

平成28年度

スポーツ振興くじ助成金 募集の手引

【東日本大震災復旧・復興支援助成】



平成27年11月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興くじ助成金について

「スポーツ振興くじ（t o t oやB I G）」は、世界の第一線で活躍するアスリートの育成や、地域において、子どもからお年寄りまで、だれもが、いつでも、身近にスポーツを楽しめる環境の整備など、スポーツ振興施策を実施するための財源確保の手段として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づき、実施しているものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（J S C）では、その収益を財源として、地方公共団体やスポーツ団体が行うスポーツ活動等に対して「スポーツ振興くじ助成」を実施することで、我が国の豊かなスポーツ環境の整備を推進しています。

「スポーツ振興くじ助成」による一つ一つの事業が、いずれも我が国のスポーツの振興を図る上で重要な役割を担っており、助成事業については、

- 関係規程を遵守し、助成金を適正に活用していること。
- 公益性のある事業として、外部への説明責任を果たせること。
- 「スポーツ振興くじ助成金」を通じて実施した事業である旨の広報を行うこと。

が必須要件となっております。

交付申請に当たっては、上記趣旨をご理解いただくとともに、本「募集の手引」等を熟読の上、手続きを進めてくださいますようお願いいたします。

今後においても、スポーツ振興くじ助成金を活用したスポーツ振興くじ助成を推進するため、多くの皆様から「スポーツ振興くじ（t o t oやB I G）」に対するご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

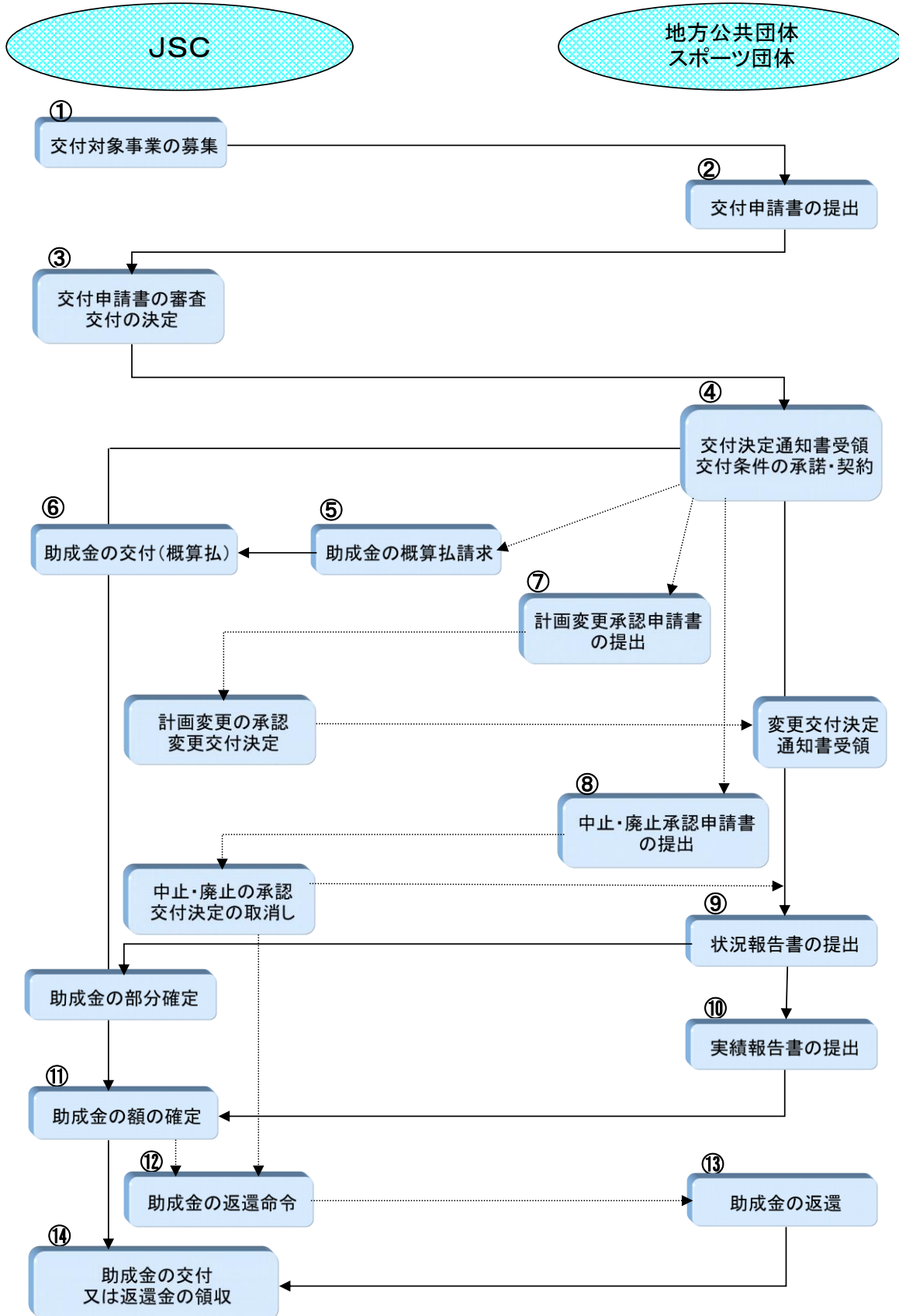
目次

| 平成28年度スポーツ振興くじ助成金交付対象事業の募集について | (頁) |
|--------------------------------|-----|
| 1 事務手続きの流れ | 3 |
| 2 助成対象者 | 6 |
| 3 助成対象事業 | 7 |
| 4 審査の視点 | 8 |
| 5 助成対象事業の実施期間 | 9 |
| 6 助成対象とならない事業 | 9 |
| 7 助成事業を実施する際の条件等 | 10 |
| 8 申請の手続き | 13 |
| 9 交付の決定（結果の通知） | 15 |
| 10 お問い合わせ先 | 16 |
| 11 助成事業を実施する上での留意事項等 | 16 |
| 12 助成対象事業別の要件等 | |
| I 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業 | 18 |
| II スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業 | 34 |
| 13 助成対象経費の基準等 | 39 |
| 14 支出内容を証する書類提出書類一覧表 | 48 |

注)「東日本大震災復旧・復興支援助成」については、以下の規程に基づき実施しています。

- ・スポーツ振興くじ助成金 東日本大震災復旧・復興支援助成実施要綱（被災地支援実施要綱）
- ・スポーツ振興くじ助成金 東日本大震災復旧・復興支援助成実施要領（被災地支援実施要領）
- ・スポーツ振興くじ助成金交付要綱（交付要綱）
- ・スポーツ振興くじ助成金実施要領（実施要領）

1 事務手続きの流れ（募集から助成金の額の確定まで）



募集の手引【全団体・全事業共通】

※時期につきましては、審査の状況により変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

| 時 期 | No. | 事 項 | 内 容 |
|--------------------------|-----|--------------|--|
| 11 月 | ① | 交付対象事業の募集 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者は、申請受付期間内に、所定の交付申請書（関係添付書類を含む。）を提出します。 |
| 12 月 | ② | 交付申請書の提出 | |
| 4 月 | ③ | 交付申請書の審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C は、提出された交付申請書について、書類の不足、助成対象事業の要件に合致しているかどうかの書類審査を行います。 ・また、書類審査後は、外部有識者による助成審査委員会において、審査基準に基づく審査及び助成金の配分額を審議します。 ・ J S C は、③の審査結果に基づき、交付の決定を行い、当該団体に対し、助成金交付決定通知書を送付します。 なお、不採択事業についても当該団体に文書で通知します。 ・必要に応じて条件を付して助成金の交付の決定を行う場合があります。また、一部の事業においては助成金交付契約を締結します。 |
| | ④ | 交付条件の承諾・契約締結 | |
| 不定期 （事業 計画期 間内） | ⑤ | 助成金の概算払 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者は、助成金の概算払が必要な場合は、助成金概算払申請書を提出します。 J S C は、請求に基づき概算払を行います。 |
| | ⑥ | | |
| | ⑦ | 事業計画の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者は、助成事業の内容を変更する事由が発生した場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を提出します。 ・ J S C は、申請書に基づき計画の変更を承認し、必要に応じて変更交付決定を行い、当該団体に変更交付決定通知書を送付します。 |
| | ⑧ | 事業の中止・廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しなければならない場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書を提出します。 ・ J S C は、申請書に基づき、事業の中止（廃止）を承認し、交付決定の取消し又は変更交付決定を行います。 |
| 7 月 ～ 10 月 | ⑨ | 状況報告書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業者は、 J S C の指定する時期に、助成事業の遂行及び支出状況について助成事業状況報告書を提出します。 |

募集の手引【全団体・全事業共通】

| | | | |
|------------------------------|---|--|---|
| <p>4月 〔又は事業完了後30日以内〕</p> | <p>⑩</p> | <p>実績報告書の提出</p> | <p>・助成事業が完了した団体は、事業の完了から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書（支出内容を証する書類の写しを含む。）を提出します。</p> |
| <p>5月</p> | <p>⑪ ⑫ ⑬ ⑭</p> | <p>助成金の額の確定 助成金の返還命令 助成金の返還 助成金の交付 返還金の領収</p> | <p>・JSCは、事業完了報告書等の書類の審査等を行い、助成金の額の確定を行い、助成金の額の確定通知書を送付します。 ※助成金の確定額と受領済額に差異がある場合は、以下の手続きを行います。</p> <p>・助成金の概算払済額が、確定額を上回っている場合は、助成金の返還命令書を当該団体に送付します。</p> <p>・助成金の返還命令書を受領した団体は、命令の日から20日以内に返還命令額の納付（銀行振込）を行います。</p> <p>・助成金の未受領額がある団体については、未払額の交付を行います。</p> <p>・JSCは、助成金の返還命令書を送付した団体から、返還金を領収します。</p> |

2 助成対象者 被災地支援実施要綱第2条第3項

助成の対象となる者は、次に掲げる非営利のスポーツ団体とします。

| No. | 助成対象者 |
|-----|---|
| ① | 公益財団法人日本体育協会（日体協） |
| ② | <p>ア及びイの要件を満たす非営利の法人（スポーツ団体）</p> <p>ア 定款、寄附行為、規約その他当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則（定款等）において次に掲げる内容を規定していること。</p> <p>（ア）<u>主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及であること。</u></p> <p>（イ）<u>主たる事業が運動・スポーツの振興及び普及に関する活動であること。</u></p> <p>イ アの定款等に掲げた<u>運動・スポーツの振興及び普及に関する活動に係る事業計画及びその実績を有すること。</u></p> |
| ③ | <p>東日本大震災による災害救助法適用市町村（東京都は除く。）に所在する、ア及びイの要件を満たす任意団体（総合型地域スポーツクラブ）</p> <p>ア 当該団体の目的・組織・業務などを定めた規則（定款、規約等）において次に掲げる内容を規定していること。</p> <p>（ア）<u>主たる目的が運動・スポーツの振興及び普及であること。</u></p> <p>（イ）<u>主たる事業が運動・スポーツの振興及び普及に関する活動であること。</u></p> <p>イ アの定款等に掲げた<u>運動・スポーツの振興及び普及に関する活動に係る事業計画及びその実績を有すること。</u></p> |

※ 営利企業等と関係のある団体は、助成対象者とみなさない場合があります。

※ 直近の財務諸表において、債務超過にある団体は、助成対象者とみなさない場合があります。

3 助成対象事業 被災地支援実施要綱第2条第1項

次の事業を対象とします。

助成対象事業の要件、助成対象経費限度額の上限額等は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目をご確認ください。

交付申請する事業については、助成対象者において、あらかじめ当該事業予算の議決（議決されることが確実に見込まれるものを含む。）が必要となります。

（1）東日本大震災復旧・復興支援助成

東日本大震災の被災地において、地方公共団体及びスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る復旧・復興支援事業に対する必要な資金の支給を適正に行うこと等を目的とします。

| 助成事業の内容 | 助成対象者 |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業 | 東日本大震災による災がい救助法適用市町村に所在する総合型地域スポーツクラブ |
| スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業 | (公財)日本体育協会 |

4 審査の視点

1 要件に関する審査

本「募集の手引」に明記された申請書類が、受付期限までに提出され、助成対象者及び助成対象事業の要件に合致していること。

(1) 交付申請書の提出

本「募集の手引」に明記されたすべての申請書類が、受付期限までに郵送にて提出されていること。

※ 交付申請に係る基本書類（助成金交付申請書、事業計画一覧表、事業計画書、収支予算書及び団体概要）が受付期限までに提出されない場合は、受付を行いません。【当日消印有効】

※ 交付申請に係る書類の不備がある場合は、事務審査の評価項目として、減点の対象となります。事業ごとに「提出書類」が異なりますのでご注意ください。

(2) 助成対象者の要件

交付要綱、実施要領及び本「募集の手引」に規定する助成対象者の要件を満たすこと。

(3) 助成対象事業の要件

交付要綱、実施要領及び本「募集の手引」に規定する各助成対象事業の要件を満たすこと。

※ 事業の要件は、事業ごとの項目を確認してください。

2 助成対象者に関する審査

1の要件に合致した助成対象者について、当該助成対象者の会計処理状況（備え付けている会計帳簿の種類、監査の実施状況等）やくじ助成へのPR協力体制及び事務処理の状況について、審査を行います。

3 事業内容に関する審査

1の要件に合致した事業について、各助成対象事業の審査項目により審査を行います。審査項目は、助成対象事業ごとに異なりますので、それぞれの項目を確認してください。

【留意事項】

※ 上記1～3の審査を踏まえ、スポーツ振興事業助成審査委員会の議を経て、財源の範囲内において、助成金を交付すべきと認めた事業に対し、助成金の交付を決定します。

助成要件を満たす事業であっても、審査基準に基づく採点の結果、不採択若しくは、申請額から減額した配分となることもあります。（申請をしたすべての事業が採択されるとは限りません。）

また、助成金の配分に当たっては、スポーツ振興くじの都道府県別の売上額の状況等を勘案します。

- ※ 交付申請時の提出書類の記載内容に基づき書類審査を行い、原則として記載が無いものについては確認を行わずに審査を進めることとなります。記載漏れの無いよう事実に基づいて正確に記載してください。また、交付決定された事業については、申請時に記載された計画を確実に実施していただく必要がありますので、あらかじめご注意ください。

5 助成対象事業の実施期間 被災地支援実施要綱第2条第2項

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間に実施するものとします。

- ※ 平成28年3月31日以前の経費は、原則、助成対象経費となりません。

6 助成対象とならない事業 交付要綱第2条第2項、実施要領第5条第2項

(1) 助成対象事業が、次に掲げる事業である場合は助成対象事業となりません。

ア 収入総額が支出総額を上回る事業

イ スポーツの振興を目的とする国費（国費を財源とする資金を含む。）を活用しようとする事業

（例）国の委託金、交付金又は補助金

（例）他の独立行政法人が交付する助成金

ウ スポーツ振興基金助成金又は公営競技等（競馬、競輪、競艇、オートレース及び宝くじ（当せん金付証券））の収益による補助金若しくは助成金を活用しようとする事業

エ 助成対象事業の全部を第三者（営利法人等）に委任して実施しようとする事業

- ※ 助成対象者が本来行うべき業務（企画・立案等）を委任する場合も、助成対象者が行う事業とならないため助成対象事業となりません。

オ 実施しようとする事業に係るすべての収入及び支出が助成対象者において経理されない事業

- ※ 実施しようとする事業の一部を助成対象事業とすることは、助成金の額の確定が困難なため、助成対象事業となりません。

（主催構成団体において実行委員会を組織し、構成団体が経費を分担して実行委員会が一括経理する場合、実行委員会は助成対象者ではありませんので実行委員会収支予算を助成事業の事業予算とすることはできません。この場合、助成対象者が実行委員会に支出（委託）

する経費のみが助成対象経費となります。)

(2) 助成事業の実施後、実績報告書に基づく審査の結果、助成対象事業の要件に合致しない場合、助成金の交付は行いません。

(例) 助成事業を実施した結果、助成対象経費が下限額を下回った場合

7 助成事業を実施する際の条件等

助成事業を実施する際には、以下の条件等があります。条件を満たさない場合は、助成金交付決定の取消しや助成金の返還請求を行うこともありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) ロゴマーク等の表示 交付要綱第22条

助成事業者は、助成事業の実施に際し、助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマークの表示を行う必要があります。

なお、看板、印刷物やホームページコンテンツ作成などを行う場合は、ロゴマーク等の表示を行い、その映像等を状況報告書及び実績報告書に添付していただきます。

(2) 助成事業の公開等 交付要綱第23条

助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報をホームページ等により公開してください。

JSCは、助成事業の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

また、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

なお、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

ただし、総合型地域スポーツクラブマネジャーの氏名及び顔写真については、総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る助成金の交付決定後、総合型地域スポーツクラブ活動報告書を作成・提出いただき、JSCホームページにて公開いたしますので、あらかじめご了承ください。

(3) 事業評価の実施等 実施要領第15条

助成事業者は、助成対象期間終了後において、JSCの求めに応じて、JSCが定める当該助成事業に係る評価及び経年後の調査等を実施する必要があります。

◆スポーツ振興事業助成評価について

J S Cは、助成事業が「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定し、その結果を助成事業の改善に活かすことにより、限られた助成財源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするため、各助成事業ごとに定量的な評価指標を設定し、具体的な効果の検証・評価を実施します。

※ 本評価は、助成事業者が実施する個々の事業を評価するものではありませんが、助成事業者は、事業ごとの指標について、助成事業実施年度とその前年度の数値を、把握しておく必要があります。

◆評価アンケートの提出について

助成事業者は、助成事業の実施完了後、実績報告書の提出に合わせ、上記評価に関するアンケートに回答いただくことになります。

評価の実施内容については、下記のJ S Cホームページをご確認ください。

J S Cのホームページ⇒ <http://jpnsport.go.jp/sinko/tabid/889/Default.aspx>

(4) **誓約書の提出**

助成金の交付内定を受けたスポーツ団体については、当該団体の代表者を含む役員が、

- ・ 助成金の交付の決定の際は、その内容及びこれに付された条件その他関係規程に基づくJ S Cの処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- ・ 受領した助成金の全部又は一部を返還することとなる場合には、当該債務につき、連帯して保証し履行の責を負うこと。

を確認の上、記名・押印した誓約書の提出を交付決定の条件とします。

(5) **広報への協力等の依頼**

J S Cが発行する広報誌やホームページに掲載する記事の原稿執筆や活動写真の提供等にご協力をお願いします。

また、助成事業者の発行する広報誌やホームページへのt o t oの販売促進等につながる記事やロゴマークの掲載、活動場所等における販売スケジュールポスターの掲示にご協力をお願いします。

(6) **調査等の実施** 交付要綱第10条、第13条

JSCは、助成事業者に対し、助成事業の遂行及び収支等の状況について報告を求め、またはその状況を調査することがあります。

また、助成金の額の確定に当たり、実績報告書等の書類の審査に加え、現地調査を行うことがあります。

8 申請の手続き

交付申請書の分類

交付申請書類には、

- ア ホームページからダウンロードした様式に記載し、郵送で提出するもの
- イ 団体で用意した書類を、郵送で提出するもの（指定の様式がないもの）
- ウ アの書類のうち、メールに添付して提出するもの

があります。

J S Cの定める書類については、J S Cのホームページからダウンロードをして作成してください。

※ 申請事業ごとに提出書類が異なりますので、よくご確認いただいた上で、ご申請ください。

J S Cのホームページ ⇒ <http://jpnspport.go.jp/sinko/>

交付申請書の提出方法

交付申請書は、すべて郵送にて提出してください。

※以下の書類については、郵送と併せて、メールに添付して送付してください。

- 1 団体概要
- 2 事業計画一覧表
- 3 事業計画書
- 4 収支予算書
- 5 対象経費内訳表 ※
- 6 総合型地域スポーツクラブ活動現況確認票 ※

※の書類については、一部事業のみ提出が必要です。

（事業ごとの「提出書類」をご確認ください。）

提出先

< 郵送書類提出先 >

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部 支援企画課

※ 申請書類を持参される場合は、平日の9時00分～17時00分の間に受付を行います。

それ以外の時間帯の受付は、いっさい行いませんのでご注意ください。

<送信用メールアドレス>

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業 | josei1@jpnssport.go.jp |
| スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業 | jyosei-shinsa@jpnssport.go.jp |

※メールによる提出が必要な書類も、受付期間内に送付してください。

受付期間

| 助成対象事業名 | 交付申請書受付期間 |
|----------------------------|----------------------------------|
| 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業 | 平成27年12月1日（火） ～平成27年12月25日（金） |
| スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業 | 平成27年12月1日（火） ～平成28年1月15日（金） |

【郵送書類：当日消印有効 メール添付書類：期日厳守（各締切日の17：00まで）】

交付申請書提出に当たっての留意事項

- (1) 事業名称は、事業内容の概要となるような名称としてください。
例) ○○市総合運動公園整備事業 → ○○市総合運動公園陸上競技場天然芝改設事業
- (2) 複数の事業を申請する場合であっても、交付申請書は1枚にまとめてください。
※ 締切日の異なる複数の事業を申請する場合であっても、同様に、交付申請書は1枚にまとめてください。
- (3) 申請事業ごとに提出書類が異なりますので、詳細は、各事業の提出書類の項目を参照してください。
- (4) 次の場合は、いかなる事由にあっても、受付を行いませんのでご了承ください。
 - ア 交付申請に係る基本書類（助成金交付申請書、事業計画一覧表、事業計画書、収支予算書及び団体概要）が受付期限までに提出されない場合
 - 例1) メールに添付する書類は送ったが、郵送が必要な書類が期限内に届かなかった場合
 - 例2) 郵送が必要な書類は、期限内に提出されたが、メールに添付する書類が期限内に届かなかった場合
 - 例3) 郵送が必要な書類が、受付期間終了後に到達した場合において、期限内に発送したことが消印等で確認できない場合（料金後納郵便等）
 - イ 指定した方法によらない場合（申請書類のFAX送信等）
- (5) 郵送の際は、封筒に、「くじ助成金交付申請書在中」と朱書きし、簡易書留、宅急便等の配達記録の残る方法で提出してください。
- (6) 提出された内容について、JSCから問合せをすることがありますので、提出書類の写しを保管するようにしてください。

- (7) 団体の連絡先や担当者等の変更があった場合は、「団体概要」を修正の上、速やかに、提出先の送信用アドレスあてにメールにて送付してください。
- (8) 事業計画書等の交付申請書類の様式は、必ず、平成28年度の様式を使用してください。

9 交付の決定（結果の通知）

申請された事業については、平成28年4月上旬に開催予定のスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の交付を決定します。

なお、交付申請事業の採否については、平成28年4月下旬（予定）に、文書により通知（郵送）します。それ以前の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

また、必要に応じて、申請に係る事項について修正を加えることや、条件を付して助成金の交付の決定を行う場合があります。

交付の決定を行った事業の名称等については、JSCのホームページ等において公開します。併せて、交付申請書提出時の資料に基づく当該団体の概要に関する情報（不開示情報を除く。）についても公開しますので、あらかじめご了承ください。

交付の内定について

一部の事業及び団体については、必要書類の確認後に交付の決定手続きを行うため、申請された事業が採択された場合であっても、交付の内定扱いとします。

（1）平成27年度（直近の）財務諸表

「被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業」を受ける助成対象者については、平成27年度（直近の）財務諸表の提出を条件とします。

平成27年度財務諸表（平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に終了した事業年度の財務諸表）の確認後に交付決定を行います。

（2）誓約書の提出

一般社団法人、一般財団法人、NPO法人及び任意団体については、交付内定された助成金に対して、代表者を含む役員が連帯して責任を負う旨の「誓約書」の提出を条件とします。

10 お問い合わせ先

申請に関するご相談、ご質問は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

| 問合せ内容 | 担当係 | 電話番号 |
|---------------------------------|-----------------------|--------------|
| 被災地の総合型地域スポーツクラブ支援事業に関する事 | 支援第二課 地域スポーツクラブ支援係 | 03-5410-9188 |
| スポーツによる被災地の子どもたちの心のケア活動等事業に関する事 | 支援企画課 競技スポーツ支援係 | 03-5410-9150 |
| 規程等に関する事 | 支援企画課 企画・総括係 | 03-5410-9180 |

11 助成事業を実施する上での留意事項等

助成金の経理 交付要綱第21条、実施要領第13条

- (1) 助成事業者は、JSCが指定する収支簿を作成するとともに、助成事業者が作成する会計帳簿（財務諸表、総勘定元帳等）において、助成事業以外の経理と明確に区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにする必要があります。（一般会計（団体の運営費）や他の事業会計と区分して経理をお願いします。）
- (2) 助成事業者は、上記の収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。
- (3) 助成事業者（地方公共団体を除く。）は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設け、助成事業に係る入出金は当該専用口座を活用する必要があります。
なお、専用口座の開設に当たっては、スポーツ振興くじにご協力いただいているお近くの toto 取扱い信用金庫を可能な限りご利用くださるようお願いいたします。
 toto 取扱い信用金庫は以下のホームページでご確認ください。
 ⇒http://www.e-map.ne.jp/p/totomap/?link_id=chizu0

※会計処理に関する留意事項等は、別冊「会計処理の手引」を参照してください。

取得財産の管理等 交付要綱第19条及び第20条、実施要領第12条

- (1) 助成事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- (2) 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、JSCが定める期間内において、JSCの承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供することはできません。
- (3) 取得財産等を処分制限期間内に用途廃止する場合は、あらかじめJSCの承認が必要となります。また、この場合、助成金の全部又は一部について返還を求める場合があります。

助成金の額の確定

助成事業者は、助成事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のどちらか早い日までに「助成事業実績報告書」を提出いただくこととなります。

JSCは、実績報告書の審査等を行い、助成金の額を確定することとなります。

なお、助成金の額は、額の確定の際、事業の収支や額の確定に係る審査の状況などにより、減額又は取消となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 交付決定された全額が助成されるとは限りません。

助成金の交付（支払）

助成金の交付（支払）は、事業完了後に提出される実績報告書を審査の上、助成金の額の確定後に行います（精算払）。

助成金の交付決定後、助成事業の遂行に必要であるとJSCが認めた場合においては、助成金の概算払（銀行振込）を行います。

※ 事業の進捗状況や財政状況などによって、概算払に応じられない場合があります。

概算払については、計画どおりに事業が実施できず、確定額が概算払済額を下回り、返還となるケースもありますので、事業計画と収支の見通しを踏まえて、概算払申請額は慎重に決定してください。

なお、助成金の返還となった場合は、助成金の額の確定日（返還命令日）から20日以内に返還命令額を納付していただくこととなります。（指定の期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します。）